

広島新規仮処分：決定文交付前に記者レク開催

2021年9月10日（広島）

広島県と愛媛県の住民7名が四国電力伊方原発3号機運転差止の仮処分を求めて広島地裁に提訴している事件（広島新規仮処分）は、現在決定文交付を待つばかりの状態になっているが、本訴原告団事務局は報道陣向けに「争点説明会」（以下「記者レク」）を、9月17日（金）に開催する。

広島県での新型コロナ緊急事態宣言が9月末まで延長されたため、記者レクはZOOMを使ったオンライン形式のみで行われる。概要は以下の通り。

日時：2021年9月17日（金）午後2時から。（約2時間の予定）

形式はZOOMによる完全オンライン形式

説明者とテーマ（表題は仮題。時間は目安）

- ① 広島新規仮処分の歴史的意義
河合弘之弁護士 約20分
- ② 樋口理論からみた今回仮処分重要争点
樋口英明元裁判長 約30分
- ③ 噛みあわない双方の主張—
ピンポイント解説 約10分
北村賢二郎弁護士
- ④ 質疑応答 約60分

広島新規仮処分では、仮処分申立書を「樋口理論」に基づいて本訴原告団が起案・提出しているため、今回特に樋口英明氏に解説を依頼した。

広島新規仮処分は、7月21日の第5回審尋期日の際、裁判体（広島地裁民事第4部：吉岡茂之裁判長、中井沙代右陪席、佐々木悠土左陪席）と債権者債務者双方弁護士三者の間で、現在定期点検中の同3号機が再稼働する前に決定文を交付するという方向で調整が行われた。よって第5回審尋期日を最後の審尋期日とし、仮予約で予定されていた9月8日の第6回審尋期日はキャンセルされた。その上で8月31日を最終書面提出期限とし双方提出し終えている。審理終結は裁判体が決定文起案中に「求釈明」を行う可能性があるところからまだ双方に正式な通知はないが、裁判所によれば、現在交付日に向けて決定文を起案中とのことであり、事実上審理は終結したと考えることができる。従って現在決定文交付を待つばかりの状態になっている。なお「再稼働」という用語は、「通常営業運転再開」という場合と「原子炉再起動」という場合がある。第5回審尋期日で吉岡裁判長は債務者弁護士に対して「再稼働はいつか？」という趣旨の質問をし、同弁護士は「10月末を目指している。」と答えているので、少なくとも四国電力は「再稼働」を「通常営業運転」の意味合いで使っており、10月上旬に予定されている「原子炉再起動」をさしてゐるのではないことはあきらか。

なお記者レク参加申込みは、「eメール」または電話で受け付ける。申込みの要領は以下の通り。（電話番号は末尾記載プレス担当に表記）

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

メールアドレス：hek@hiroshima-net.org

メール件名を「記者レク参加」とし、お名前・所属を記載。フリージャーナリストの方は「所属なし」と記載して欲しい。また緊急連絡のための電話番号を添えていただくと運用上非常に助かる。申込み開始は本プレスリリース到着から。締め切りは16日（木）午後6時までが基本だが17日当日正午12時まで受け付ける。当日申込みの場合、事前配布資料がお手元に届かない場合があるのでご了承いただきたい。

受付後、会議アドレス、事前配布資料（解説レジュメや「広島新規仮処分の経過」など）及びZOOM参加要領などを16日にお送りする。記者レクは一般には非公開であり、事前申込みのない場合は入室できないのであらかじめご了承いただきたい。なおこれまで提出された申立書、答弁書、準備書面などは下記URLで閲覧できる。

<https://saiban.hiroshima-net.org/source.html>

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org

URL：<https://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：網野沙羅または哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる